

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一一一一一一

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(管理監督職から除かれる官職)</p> <p>第三条 法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認めら</p>	<p>(管理監督職から除かれる官職)</p> <p>第三条 法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認めら</p>

---

れる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇十一 (略)

十二 法第七十九条の規定により休職にされた職員若しくは法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けた職員が復職する日、法第八十二条の規定により停職にされた職員、派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項

---

れる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇十一 (略)

十二 法第七十九条の規定により休職にされた職員若しくは法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けた職員が復職する日、法第八十二条の規定により停職にされた職員、派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項

---

---

に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項若しくは第十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰する日又は判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う職員が同条第七項に規定する弁

---

に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項若しくは第十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰する日又は判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第

---

護士職務経験（第五条第二号において「弁護士職務経験」という。）を終了する日までの間に占める官職

十三・十四（略）

二条第四項の規定により弁護士となってその職務を行う職員が同条第七項に規定する弁護士職務経験（第五条第二号において「弁護士職務経験」という。）を終了する日までの間に占める官職

十三・十四（略）

附則

この規則は、公布の日から施行する。